



メガFTAにおけるルール —TPPを事例として—

ITIメガFTA研究会報告（2）

国際貿易投資研究所 客員研究員 石川幸一

2016 年 4 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

目 次

要旨	1
はじめに	1
第 1 節 原産地規則.....	2
第 2 節 投資とサービス貿易	4
1. 投資	4
2. サービス貿易	4
第 3 節 政府調達、国有企業、知的財産権、電子商取引	5
1. 政府調達.....	5
2. 国有企業および指定独占	6
3. 知的財産.....	7
4. 電子商取引	8
第 4 節 労働と環境.....	9
1. 労働についての規律.....	9
2. 環境についての規律.....	10
おわりに	10

メガ FTA におけるルール — TPP を事例として —

亜細亜大学アジア研究所教授

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

石川 幸一

要旨

TPP は高い自由化率が注目されているが、21 世紀の FTA といわれる理由は新しいルールを含めたルール創りである。WTO の協定や既存の FTA にはない新しい規定として国有企業の規律が初めて定められ、最近の FTA に規定されているが WTO 協定にはない電子商取引、環境、労働なども対象となっている。国有企業の規律では、国有企業に対する政府の非商業的な支援が規制され、電子商取引では国境を超えた情報の自由な移動が規定された。知的財産権では著作権保護期間が 70 年となり、著作権違反は非親告罪となった。新たなルールが導入された一方で例外も認められた。たとえば、マレーシアは政府調達を TPP で初めて開放するが、マレー人企業を優遇するブミプトラ政策は相当程度維持できる。各国は TPP のルールにより国内規制や法制の変更を行わねばならない。日本は比較的少ないが、マレーシアなど途上国は多くの分野で法制の改定とともに国有企業改革なども必要となる。

はじめに

TPP は 5 年半の交渉を経て、2015 年 10 月 5 日に大筋合意に達し、2016 年 2 月 4 日に 12 カ国で署名を行なった。今後は批准など各国の国内手続きを経て発効が課題となる。

TPP は全 30 章の広範な分野をカバーする FTA である。大筋合意の概要は政府から公表され、主要な分野については新聞などで詳細に報じられている¹。TPP は高い自由化率が注目されているが、21 世紀の FTA といわれる理由は新しいルールを含めたルール創りである。

協定文をみると、WTO の協定や既存の FTA にはない新しい規定として国有企業の規律が初めて定められ、最近の FTA に規定されているが WTO 協定にはない電子商取引、環境、労働なども対象となっている。労働など日本の FTA では対象になっていなかった分野、原

産地規則など対象となっていたが新たなルールが入った分野も多い。

本章では、TPP の主要なルール分野を取り上げ、重要な分野に合意の内容、背景などを解説している。

第1節 原産地規則

TPP の原産地規則は品目別原産地規則であるが、関税番号変更基準が原則として採用されており、付加価値基準と関税番号変更基準の選択制が一部品目に採用されている。付加価値基準のみは一般機械、自動車など一部品目である。自動車は控除方式の付加価値基準または加工工程基準（特定部品 7 品目）の選択制、自動車部品は関税番号変更基準と付加価値基準の選択制および加工工程基準（特定部品 14 品目）となっている。縫製品は、糸の製造、生地製造、裁断・縫製の 3 工程が TPP 参加国で行われた場合に原産品とするヤーンフォワードを採用している。

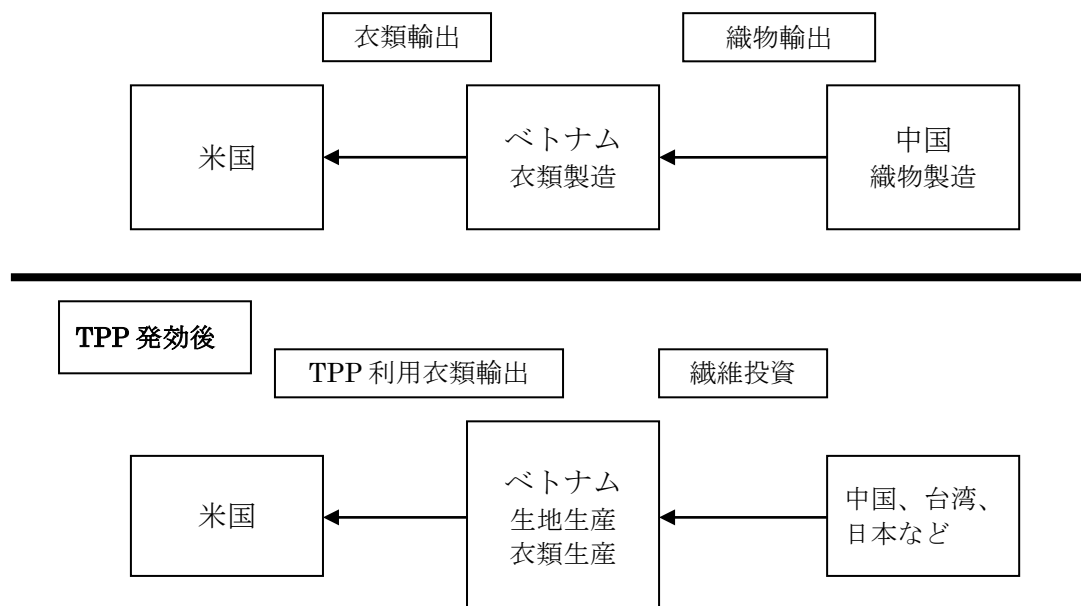
関税番号変更基準は、関税番号（2 桁、4 桁、6 桁など品目で異なる）が変更されれば、原産性を付与するという規定であり、TPP 不参加国を含めどこから輸入しても基準を満たせば原産品として認められるため、企業には使い勝手のよいルールである。また、サプライチェーン構築の選択肢を拡大する。

付加価値基準は 35%、40%、45%、50%、55%などとなっており、東アジアの FTA ではインドとの FTA を除き 40%に収斂されつつあるが、品目により異なる制度となっている。また、品目により積上方式あるいは控除方式（あるいは選択制）が主に採用されている。

トラクターと自動車（バス、乗用車、貨物自動車）の特定自動車部品（強化ガラス、合わせガラス、車体、バンパー、駆動軸と非駆動軸）については、品目別原産地規則の要件あるいは加工工程基準（複雑な組立て、射出成型、鋳造、鍛造、切削、ダイキャストなど金属加工の 11 工程の一つ）を自動車部品 7 品目について満たせば原産性が付与される。エンジン、シャシ、バンパー、シートベルト、車体、ブレーキ、ギヤボックス、駆動軸、懸架装置、ハンドル、ステアリングコラム、安全エアバッグなど 14 の自動車部品は、品目別原産地規則であり、付加価値基準は控除方式により 45～55%となっている。45%を超える分は加工工程基準の一つでも満たせば原産性を付与される。ただし、加工工程基準では原産性付与の閾値（5%あるいは 10%を上限とする）が定められている。

縫製品の原産地規則として前述のとおりヤーンフォワード（原糸規則）が採用された。ヤーンフォワードは NAFTA で採用された繊維製品の原産地規則である。たとえば、中国製の糸で製造した生地で類を製造しても TPP の特惠税率の対象にならない。そのため、TPP 交渉中から中国企業、台湾企業、日系企業、ベトナム企業などによる繊維製造への投資が行なわれている²。加工工程基準を採用した自動車でもサプライチェーンの変化が起きる可能性がある。

図 1 TPP によるサプライチェーンの変化（ベトナムの衣類）



（出所）筆者が作成。

累積については、完全累積が採用されている。累積とは他の FTA 参加国から輸入された部品の価額を生産国での付加価値に加える制度である。完全累積制度は最も寛大な原産地規則であり、TPP 参加国で生産された部品は全て付加価値に加算できる。

完全累積制度により、TPP 域内でのサプライチェーン構築が制度的に容易かつ有利となる。①TPP 参加国からの調達増加、②TPP 参加国への原料や部品生産のための投資増加、③TPP 不参加国からの生産拠点や調達の参加国への移転、などが起き、アジア太平洋のサプライチェーンネットワークが変化する可能性がある。

原産地証明は、生産者、輸出者、輸入者の自己証明制度であり、米国の制度を採用して

いる。日本は豪州との FTA で輸出者の自己証明制度を採用しているが、TPP の原産地証明制は日本企業には新しい制度である。記録の保管義務（5 年間）、原産品であることの悪人（検認）などが規定されており、原産地規則章の規定に関連する自国の法令に違反に対する罰則を定めることができる。なお、発効から 12 年間有効の附則 A で、輸出国は適格な当局による原産地証明の発給および認定輸出者による作成（5 年間）を認めている。日本企業にとり新しいルールであることと違反に対しては罰則が適用される可能性があることに留意が必要である。

第 2 節 投資とサービス貿易

1. 投資

投資は、設立段階の内国民待遇、投資家対国の紛争解決（ISDS）を含め、FTA の投資章あるいは投資協定の通常の規定を含んでいる。特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）の禁止となる措置は、①輸出義務、②ローカルコンテンツ要求、③輸出入均衡義務、④国内販売制限、⑤技術移転要求、⑥特定技術の要求、⑦ライセンス契約における特定の使用料の採用、経営幹部の国籍要求などが明示されており、WTO の貿易関連投資措置協定（TRIMs）に比べ幅の広い措置があげられている³。

豪州が反対していた ISDS は含まれているが、①自国の領域内の活動が環境、健康その他規制上の目的で行なわれることを確保するために適用と認める措置を採用・維持・実施できる、②仲裁廷は国家の義務違反の有無を判断する前に訴えが仲裁廷の権限の範囲外であるという非申立て国の異議について決定を行うことと申立て期間の制限、③豪州、カナダ、メキシコ、ニュージーランドの投資機関の投資に関する決定は ISDS の対象としない、という濫訴防止規定が盛り込まれた。また、タバコの規制は ISDS の例外となっている（29 条）。連邦国家などでは投資に関連する政策や措置を地方政府が行なう国の場合、地方政府の措置を国家間で協議できることも規定された。

2. サービス貿易

FTA のサービス章の通常の規定に加えて、地方政府の協定違反について国家間で協議で

きる。政府の権限の行使として提供されるサービスは対象外である。自由化を行なわない分野（留保分野）を明示するネガティブリストが採用されている。日本の FTA では、ネガティブリストはメキシコ、チリ、ペルーとの FTA で採用されている。日本が留保している分野（例外分野）は、現在留保分野と包括的な留保（将来留保）分野に分かれている。将来留保分野は、ラチェット条項（自由化を行なった場合、その後自由化を後退させないという約束）が適用されない。日本の現在留保は、金融サービスと投資と合計して 58 分野、将来留保は同じく 15 分野（分野横断的約束を含む）である。米国が重視していた急送便サービスについては、独占的郵便サービスからの内部補助の禁止、免許の条件として郵便に関する基礎的なユニバーサル・サービスの提供を要求してはならないことが規定されている（急送便サービス付属書）。

金融サービスでは、公的年金計画、公的医療保険など社会保障制度に係る法律上の制度の一部を形成するサービスは適用対象外となっている。公的機関が運用する支払・清算システムの他の締約国の金融機関の利用、自国の領域内外の他の締約国の金融機関への情報の移転などが認められている。郵便保険事業体による保険の提供（日本のかんぽ生命など）については、同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して郵便保険事業体が有利となる競争条件を作り出す措置を採用維持してはならないことが規定されている（付属書）。

第 3 節 政府調達、国有企業、知的財産権、電子商取引

1. 政府調達

内国民待遇、無差別待遇、公開入札、オフセットの禁止など FTA の政府調達章で通常採用されている規定が盛り込まれている。対象政府機関については、米国、ニュージーランド、ベトナム、マレーシア、メキシコは地方政府が対象外となっている。なお、適用範囲の拡大のための交渉を 3 年以内に行うことになっている。日本、米国、カナダ、シンガポール、ニュージーランド以外の 7 カ国は WTO の政府調達規定（GPA）に参加しておらず、TPP により政府調達を開放（TPP 参加国企業に）することになる。日本は GPA で中央政府、地方政府。政令指定都市の政府調達を開放しており、GPA 以上の約束をしていない。

アジアの国では、マレーシア、ベトナム、ブルネイがほぼ全ての中央政府機関が適用対

象となっている。マレーシアでは、貿易開発公社、保健省傘下の公立病院、教育省傘下の公立学校も対象である。一方、王宮、村落開発計画（人口 1 万人以下）、貧困削減計画などは 7 分野の調達の対象外である。ブミプトラ政策（マレー人優遇政策、政府調達でマレー人の企業を優遇する）は制約があるが維持されている。まず、政府調達章の規定以外の政府調達でのブミプトラ政策の実施、適格企業にブミプトラステータスを与えることが認められている。また、閾値を超える建設サービスの総額の 30% までブミプトラ企業から調達できる。さらに、ブミプトラ企業に対して 1.25% から 10% までの価格面の優遇（price preference）を与えることが認められている。また、国有企業は調達の 40% までブミプトラ企業、中小企業、サバ州・サラワク州からの優先調達ができる⁴。

2. 国有企業および指定独占

国有企業に関する規定は WTO や FTA にない全く新しい規定である⁵。国有企業の規律は米国の産業界が国有企業と民間企業の対等な競争条件（level playing field）を求めて強く要求してきたものである。米国の TPP 企業連合（US Business Coalition for TPP）の競争ワーキンググループの案は、国家企業を国有（state owned）企業と明示し、反競争的行為の禁止、国による支援の制限、所有の削減、透明性の確保など国有企業に焦点を当てたものとなっていた⁶。

国有企業の定義は、①締約国が 50% を超える株式所有、②締約国が持分を通じて 50% を超える議決権行使、③締約国が取締役会の過半数を任命する権限である。中央銀行、金融規制機関、ソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）、独立年金基金、政府の提供するサービスは、適用範囲外となっている。地方政府の所有する国有企業は例外とされているが、5 年以内に追加交渉をする。また、国家・世界の緊急事態の措置となる国有企業、輸出入・海外民間投資を支援する国有企業の金融サービス、年間利益が 2 億 SDR（約 350 億円）未満の国有企業は例外となっている。また、各国は付属書で独自に例外となる国有企業を指定できる。たとえば、マレーシアは投資会社である Permodalan Nasional Berhad、イスラム教徒の資金を運用する Lembaga Tabung Haji（巡礼基金）を例外としている。

自国の国有企業への優遇の規制が最も重要な規定であり、次の 2 つの条項が規定されている。①締約国は国有企業、指定独占企業が物品・サービスの購入・販売に当たって商業的考慮（commercial consideration）に従って行動することを確保し、他の締約国に対し自

国および他の締約国に対し自国および他の締約国の物品、サービス、企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること（内国民待遇と最恵国待遇）を確保する。②自国の国有企業（の物品の生産・販売、他の締約国へのサービス提供、投資資産を通じての他の締約国へのサービス提供の場合）に対する非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない。非商業的援助は贈与や商業ベースよりも有利な条件での貸付などと例示されている。

3. 知的財産

日本では農産品、とくに聖域 5 品目（コメ、大麦・小麦、乳製品、牛肉・豚肉、甘味資源作物）に関心が集中していたが、TPP 交渉の最大の争点となっていたのは知的財産である。米国は、米韓 FTA のように WTO の TRIPs 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する規定）の保護の水準を上回る規定（TRIPs プラス）を主張し、ニュージーランド、途上国は TRIPs 協定の規定に準拠することを主張していた。米韓 FTA は、①著作権の保護期間は TRIPs 協定およびベルヌ条約の 50 年を上回る 70 年、②著作権保護を詳細に規定、③音声なども商標の対象、④不合理な遅延による縮小する特許存続期間の延長、⑤知的財産権侵害対策の実施強化、など知的財産権の保護を強く打ち出した内容である。

大筋合意の内容は、米国の主張を相当認めながらも豪州や途上国の主張にも配慮したものとなっている。まず、締約国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げない公衆の健康に関する宣言（ドーハ宣言）の約束を確認している。また、遺伝資源の伝統的な知識の分野での協力を行うことが規定された。米国は、知的財産権は生産国で製品が適法に販売されると消滅するとし並行輸入を可能とする権利消尽は国内法制で認められる。米国は並行輸入を承認あるいは禁止する権利を権利者に与えることを提案していた。

商標については、視覚によって認識できることを登録の条件として要求できないことになり、音声なども商標の対象となった。

著作権は、保護期間が 70 年となり、報道、教育、研究などの正当な目的を十分に考慮した制限・例外（適当な均衡）が規定された。日本は保護期間が 70 年だった映画を除き、著作権が 50 年から 70 年に延長される。他のまた、日本で懸念されていた非親告罪化については、故意による商業的規模の著作権または関連する権利を侵害する複製および商標の不正使用を非親告罪とするとして導入された。ただし、著作権の侵害は著作物などを市場で

利用する権利者の能力に影響を与える場合に限定されている。

医薬品の特許・開示されていないデータでは、生物製剤のデータ保護期間について米国が12年、豪州が5年を主張し最後まで対立が続いたが、最終的には8年で決着した。その他では、①不合理な短縮についての特許期間の調整（医薬品）、②開示されていない試験データなど（新規医薬品の販売承認の条件として試験データなどを要求する場合販売承認から5年間は第3者の同一または類似の製品の販売を認めてはならない、③医薬品の販売で以前に承認された安全性・有効性に関する証拠・データに依拠する場合、特許者に通知、侵害されていると申し立てられた製品の販売前に救済手段を求めるための十分な期間・機会、特許侵害紛争を解決するために手続きと迅速な手続き（特許リンケージ）などが規定されている。

衛星・ケーブル放送用の番組伝送信号の保護として、暗号を不正に外す機器の製造販売の刑事罰、民事上の救済手続きが規定されている。また、インターネット・サービス・プロバイダについて、オンライン環境における著作権侵害に対する権利者の効果的行動を容認する権利行使の手続きとインターネット・サービス・プロバイダの適切な免責、著作権侵害について十分な法的主張を行った著作権者がインターネット・サービス・プロバイダから侵害者を特定する情報を迅速に得られるための手続きが規定された。

4. 電子商取引

電子商取引 WTO では規定がなく、TPP の規定は FTA での規定に比べ、包括的でレベルの高い規定となっている。電子的な送信への関税不賦課に加えて、デジタル・プロダクトへの無差別待遇として、他の締約国あるいは著作権者が他の締約国であるデジタル・プロダクトに対し不利な待遇を与えてはならないことを規定している。事業実施のための情報（個人情報を含む）の電子的手段による国境を越える移転を許可することを規定すると同時に締約国は正当な公共政策の目的の達成のために適合しない措置を採用維持できるとした。また、コンピューター関連設備の設置を事業遂行の条件としてはならない（データ・センターの国内設置義務の禁止）ことと大量販売用ソフトウェアの輸入・販売の条件としてソース・コードの移転、アクセスを条件としてはならない（ソース・コードの開示義務の禁止）と規定している。また、オンライン消費者の保護、個人情報の保護のための法律を採用・維持することも規定している。鈴木英夫（2016）によると、これらのルールはソース・

コードの開示、データ・センターの設置、個人情報の提供などを求める中国の独自のルールに変更を迫り、中国を牽制する内容となっている⁷。中国が TPP 加盟をする場合は、重要な争点となると考えられる。

第4節 労働と環境

環境と労働は日本の FTA では取り扱われていなかった分野だったが、米国が FTA で最も重視している分野の一つである。米国では、2007 年 5 月の行政府と議会民主党の合意（超党派合意：Bipartisan Deal）で、①ILO の基本的労働基準を貿易協定で義務付け違反は紛争処理規定に従う、②多国間環境協定を貿易協定に盛り込む、③政府調達では、物品・サービスの生産国で国際労働基準が遵守されていることを条件とする、などが決められている⁸。米国の FTA における環境と労働に関する規定の目的は、環境と労働者の保護である。同時に、環境と労働者の保護はコストがかかるため、環境と労働保護の国際的な基準を守らず低コストで生産を行うこと、さらにそうした国に企業が進出することを防止することが目的になっている。一方で、環境や労働の保護を理由として必要である以上に貿易を制限する「偽装した保護主義」を防ぐことも規定に含まれている。

1. 労働についての規律

TPP の労働章では、ILO の労働における基本的な原則および権利に関する宣言に述べられている権利（結社の自由、団体交渉権、強制労働の廃止、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃など）を採用・維持することと労働条件（最低賃金、労働時間など）を規律する法律の採用・維持が規定されている。また、労働者の権利と両立しない場合貿易投資に影響を及ぼす態様により自国の法律の免除、逸脱措置を禁止し、輸出加工区も本章の適用対象としている。さらに、強制労働（児童労働を含む）により生産された物品を輸入しないように奨励するなど労働者の権利の保護を重視する規定が盛り込まれている。劣悪な労働条件が問題となることがある輸出加工区を特記していることも注目される。

労働章における規定は紛争解決章の対象となる。なお、米韓 FTA は労働章に関する事項についての紛争解決を規定している。日本では、労働条件の悪化を招くと主張されていたが、労働者の権利を非常に重視する内容となっている。日本政府は、日本には労働者の権

利に関する国内法令があり、追加的な法的な措置は不要、各国で労働者の権利保護が進めば、公正・公平な競争条件の確保、日本企業の相対的な競争力の強化につながると述べている。一方、マレーシアでは、労働組合を結成する自由と強制労働の禁止に関連した法の改正が必要となるなど開発途上国では TPP の規定に合わせた労働法制の整備と執行が課題となる⁹。

2. 環境についての規律

環境章では、①環境に関する多数国間の協定の約束の確認、②オゾン層の保護のためオゾン層を破壊する物質の生産、消費、貿易を規制、③船舶による汚染からの海洋環境の保護、④生物の多様性の保全・持続可能な利用の促進、⑤低排出型の経済への移行への共同の行動、⑥絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引に関する条約に基づく義務の実施などが規定されている。海洋における捕獲漁業では、濫獲された状態にある魚類に悪影響を及ぼす補助金、IUU 漁業（違法、規制されてない、報告されていない）に従事する漁船への補助金の禁止が規定された。日本の漁業補助金は禁止される補助金に該当しない。環境章での規定は紛争解決章の対象となる。

日本政府は、日本は高いレベルの環境保護を実施しており、他国が高水準の環境保護規律を課されることで対等な競争条件が整い、健全な競争が確保できるとしている。

おわりに

TPP は新たなルールを含め、多くの分野でルールを規定している。交渉では 21 世紀の FTA に相応しい先進的なルールを主張する米国と途上国や豪州が多くの分野で対立していると報道されていた。しかし、大筋合意の結果をみると、各国の主張を取り入れたバランスの取れた内容になっている。たとえば、生物製剤のデータ保存期間は米国主張の 12 年と豪州などの主張する 5 年の間の 8 年となった。国有企業への政府の支援は規制されるが除外が認められ、衣類の原産地規則のヤーンフォワードについても例外（供給不足の物品一覧表）が認められた。チリが主張していた資本規制、マレーシアのブミプトラ政策、豪州の主張していた ISDS の一部例外と濫訴防止規定なども認められた。産業界の要求により強硬な主張を行っていた米国が最後に妥協したことによる。

米国主導といわれた TPP 交渉だが途上国の主張に折り合って合意したことは TPP 交渉の漂流を避けたという意味で評価すべきである。新たなルールを採用したが、例外を認め各国の主張への配慮を行なった結果、中国を含め途上国の TPP 参加のハードルは従来考えられていたレベルよりも低くなったといえる。また、日本が聖域 5 品目の関税をほぼ維持し、途上国の主張がかなり認められたように交渉の余地が大きいことが明らかになったことは中国を含め途上国の参加を促進する要因になろう。

-
- ¹ 内閣官房 TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」、同「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の全章概要」、英文はニュージーランド政府のホームページの New Zealand Government, “TPP Agreement”。
 - ² 「ベトナム、縫製の好適地」日本経済新聞 2014 年 11 月 22 日付け、「ベトナム、対米輸出の拠点に」日本経済新聞 2016 年 1 月 15 日付け。
 - ³ TRIMs 協定では、①ローカルコンテンツ要求、②輸出入均衡要求、③外国為替制限による輸入制限、④輸出制限、が禁止されている。
 - ⁴ ジェトロ通商弘報 2016 年 2 月 1 日付け「一部自由化も国営企業への優遇は残る－マレーシアと TPP(6)」
 - ⁵ 指定独占については、たとえば P4 に規定がある。
 - ⁶ 国際貿易投資研究所「米国のアジア太平洋政策における FTA の意義と位置づけ」2011 年、94～105 頁。
 - ⁷ 2014 年 9 月の中国の「安全かつ制御可能な情報技術」についての規制では、中国の知的財産権に基づいていない場合はソフトウェアにソース・コードの開示を求め、「テロ対策法案」では IT 企業に対する情報開示義務が含まれていた。日米欧が中国当局に懸念表明を行なった結果、2015 年 4 月に規制に関するガイドラインを見直し、見直し中はガイドラインの実施を延期するとしている。また、ヤフー、グーグルなどは個人情報の提供とデータ・センター設置を要求され、中国から撤退している。鈴木英夫（2016）『新覇権国家中国 TPP 日米同盟』朝日新聞出版、61～66 頁。
 - ⁸ 超党派合意については、国際貿易投資研究所「オバマ政権の通商政策動向と対アジア FTA 政策」2010 年、14～15 頁。
 - ⁹ ジェトロ通商弘報 2016 年 2 月 2 日付け「労働者の権利強化で労働コストは増加－マレーシアと TPP (7)」